

平成 27 年 1 月 1 日 施行

多数の方が集まるイベントにおいて、火気器具等を使用する場合は、『消火器の準備』と『露店等の届出』が必要です！！



平成 25 年 8 月の京都府福知山花火大会での火災事故を受けて、多数の方が集まるイベントにおける安全確保のため、春日・大野城・那珂川消防組合火災予防条例を一部改正しました。

《主な改正点は次の 2 点です》



①消火器の準備が義務化



②露店等の開設の届出が義務化

☆多数の方が集まるイベントとは・・・

- ・屋外で開催される祭礼、縁日、花火大会、展示会、地域の祭り、学園祭などの不特定多数の方が集まるイベントが対象となります。

☆対象となる火気器具等とは・・・

- ・液体燃料を使用する器具：灯油、ガソリンなどを使用する石油ストーブ、発電機など
- ・固定燃料を使用する器具：木炭、練炭などを使用するバーベキューコンロ、七輪など
- ・気体燃料を使用する器具：プロパンガスを使用するグリドル、ガスコンロなど
- ・電気を熱源にする器具：ホットプレート、電子レンジ、電気ストーブなど
- ・火災の発生のおそれのある器具：火消しつぼなど

☆消火器について・・・

- ・消防検定マークが付いた業務用消火器を準備してください。
- ・原則として対象となる火気器具ごとに 1 本必要となります。

☆露店等とは・・・

- ・露店、屋台その他これらに類するもので、物品等を販売・提供するものをいいます。（模擬店や移動販売も含まれます）

☆届出について・・・

- ・『露店等の開設届出書』に露店の配置状況等がわかる略図を添付して、最寄りの消防機関に開設する 3 日前までに 2 部提出してください。
- ・届出は、露店等を開設しようとする方が行う必要がありますが、一つのイベントに複数の露店等が開設される場合は、イベント主催者、施設の管理者、露店等を統括する組合等で取りまとめて届け出るようにしてください。

ホームページもご覧ください

春日・大野城・那珂川 露店

検索

お問い合わせ先 春日・大野城・那珂川消防署 消防課 消防係 092-584-1171

